

青森市診療所（歯科診療所）・ 助産所の各種手続き

青森市保健所保健予防課

令和6年9月

目次

I. 開設手続き	— 1頁
(1) 手続きの流れ	— 2頁
(2) 診療所(歯科診療所)・助産所の開設に関する申請及び届出	— 4頁
(3) その他の申請	— 4頁
(4) 開設にあたっての注意事項	— 5頁
II. 変更手続き	— 6頁
III. 診療所・助産所休止、廃止、再開、死亡に関する手続き	— 8頁
IV. エックス線装置に関する手続き	— 8頁

I. 開設手続き

・青森市内に診療所(歯科診療所含む)及び助産所の新規開設を予定している方は、**建築を開始する前に青森市保健所に事前相談してください。**

・医療法に基づく診療所及び助産所は以下のA、Bに分類され、さらに入院(入所)施設の有無により手続きが異なります。

A. 医師・歯科医師以外の者(例:医療法人、公益法人、市町村等を指します。)が開設する診療所及び助産師以外の者が開設する助産所

B. 医師・歯科医師が開設する診療所及び助産師が開設する助産所

a. 無床診療所及び入所施設のない助産所

・入院病床を持たない診療所及び出張のみやお産を取り扱わない助産所が該当します。

b. 有床(病床数19床以下)診療所及び入所施設のある助産所

- ・助産所の入所者は9人以下となっています。(医療法第14条)
- ・病床数20床以上(病院)の場合の手続きは、東地方保健所で行います。
- ・19床以下は診療所となり手続きは青森市保健所で行います。
ただし、診療所に一般病床を設ける場合は、知事の許可も必要です。(医療法第7条第3項)
また、特例診療所※の場合は、東地方保健所へ「特例診療所の一般病床設置(増床)に係る事前協議書」を提出してください。協議の結果、医療計画記載が決定し、青森県健康福祉部医療薬務課ホームページ上に当該診療所が掲載された後に、開設者が手続きを進めてください。

※ 特例診療所とは(医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号)

ア. 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所

イ. へき地に設置される診療所

ウ. 小児医療、周産期医療など地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

以上のいずれかに該当する場合は。

【各種申請に対する注意事項】

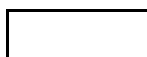
※添付書類はできるだけA4サイズでお願いします。(図面などはA3以下でお願いします。)

※処理が終了した書類は基本的に受け取りに来て頂きます。郵送希望の際は返信用封筒をご持参ください。

※同時に他の申請及び届出があり、添付書類が重複する場合、どちらかを省略することができます。

※臨床研修修了登録証とは、医師は医師法の規定により平成16年4月1日以降、歯科医師は歯科医師法の規定により平成18年4月1日以降免許を受けているものに交付されているものです。それ以前に免許を受けている医師・歯科医師は臨床研修修了者の登録を受けているものと見なします。

(1) 手続きの流れ



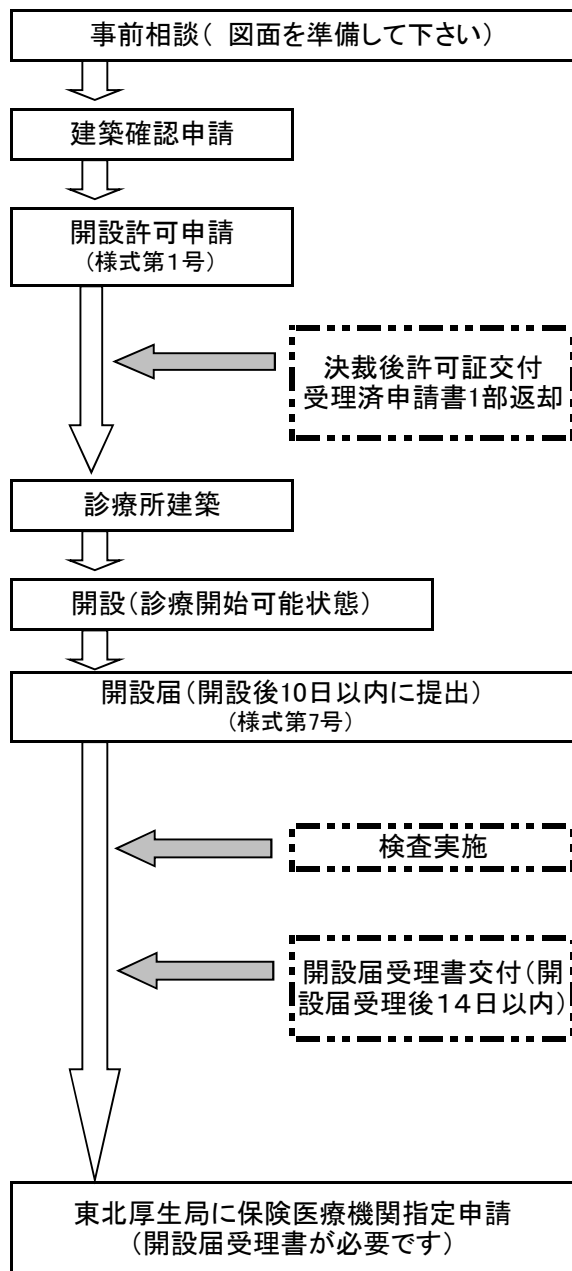
開設者の業務



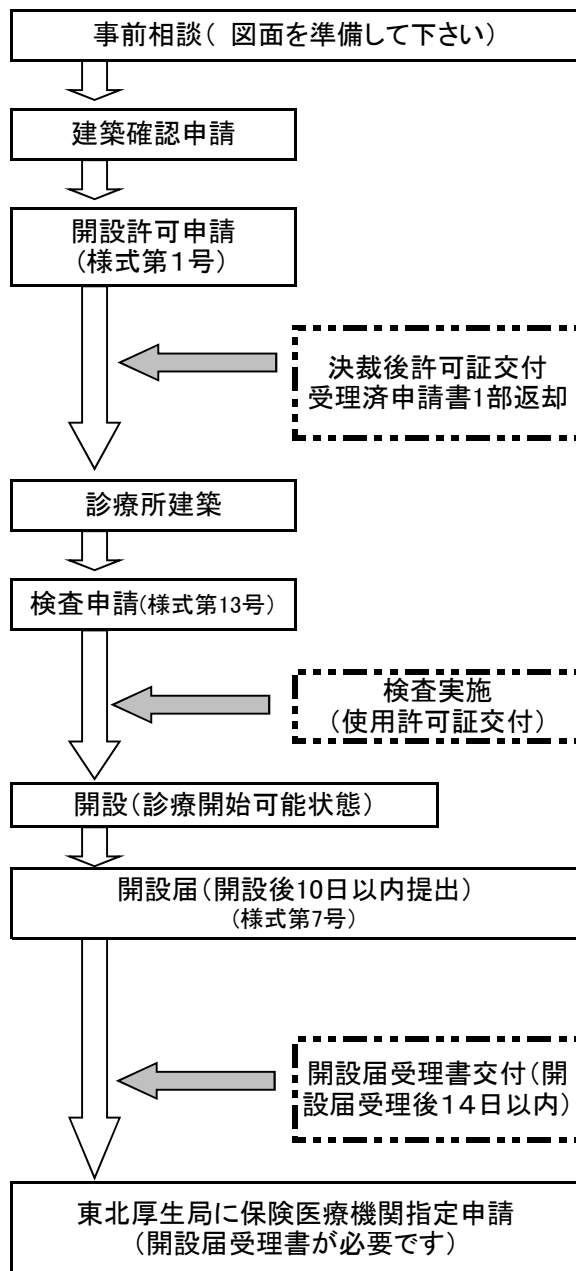
保健所の業務

A. 医師・歯科医師以外の者が開設する診療所及び助産師以外の者が開設する助産所

a. 無床診療所及び入所施設のない助産所



b. 有床診療所及び入所施設のある助産所

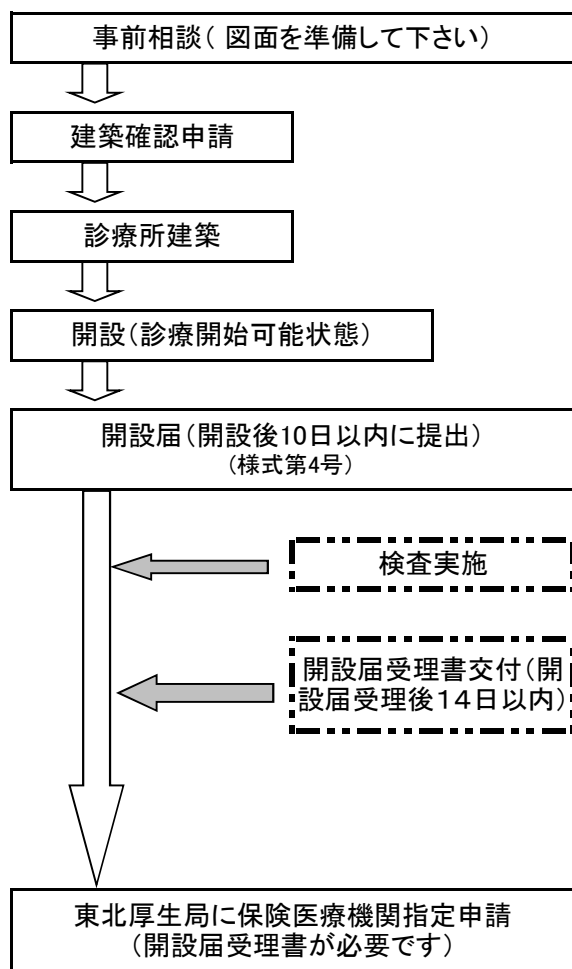


注意事項

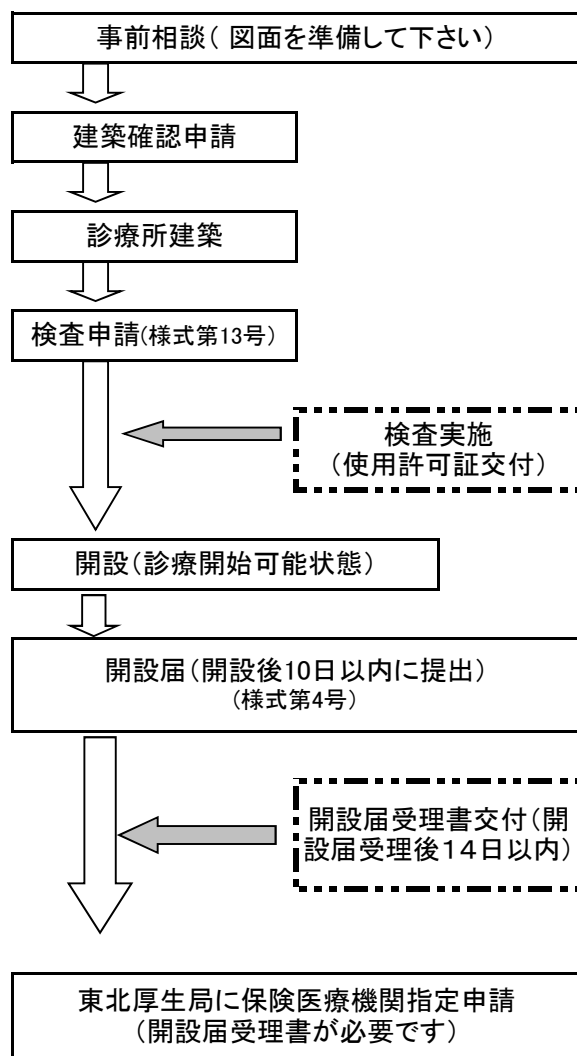
- ① 開設時の『診療開始可能状態』とは、診療に係る機器類が全て設置されている状態です。例えばエックス線装置を設置する場合は、設置が完了し、エックス線装置備付届も同時に提出できる状態のことです。
- ② 特別の場合を除き、開設予定年月日もしくは開設日は、保険診療開始日とはなりません。
- ③ 診療所を開設した医師等が新たに医療法人を設立し、開設者を切替える場合、医療法人認可を受け、法人登記手続きを終えていなければなりません。その上で、既存の診療所等を廃止し、新たに医療法人として診療所等を開設することになります。
- ④ 医療法人開設に関するお問い合わせは県医療薬務課へお願いします。

B. 医師・歯科医師が開設する診療所及び助産師が開設する助産所

a. 無床診療所及び入所施設のない助産所

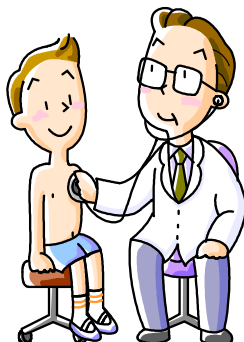


b. 有床診療所及び入所施設のある助産所



注意事項

- ① 開設時の『診療開始可能状態』とは、診療に係る機器線装置を設置する場合は、設置が完了し、エックス線装置備付届も同時に提出できる状態のことです。
- ② 特例の場合を除き、開設予定年月日もしくは開設日は、保険診療開始日とはなりません。



(2) 診療所(歯科診療所)・助産所の開設に関する申請及び届出

A. 医師・歯科医師以外の者(法人等)が開設する診療所及び助産師以外の者(法人等)が開設する助産所

手続き	提出時期	様式	備考	手数料
診療所開設許可申請	事前 (建築開始日の 14日前まで)	様式第1号	・有床診療所及び入所施設がある 助産所の場合、検査申請(様式13 号)が必要です。 ・開設後10日以内に開設届(様式7 号)を提出して下さい。	要
助産所開設許可申請	事前 (建築開始日の 14日前まで)	様式第2号	・有床診療所及び入所施設がある 助産所の場合、検査申請(様式13 号)が必要です。 ・開設後10日以内に開設届(様式7 号)を提出してください。	要
診療所等使用許可申 請	事前 (使用開始予定日の 14日前まで)	様式第13号		要
開設許可後の開設届	開設後10日以内	様式第7号	・エックス線装置を使用する場合、 エックス線装置備付届(様式14号) の提出も必要です。	-

B. 医師・歯科医師が開設する診療所及び助産師が開設する助産所

手続き	提出時期	様式	備考	手数料
診療所等使用 許可申請	事前 (使用開始予定日の 14日前まで)	様式第13号		要
診療所開設届	開設後10日以内	様式第4号	・有床診療所の場合、検査申請(様 式13号)が必要です。 ・エックス線装置を使用する場合、 エックス線装置備付届(様式14号) も提出してください。	-
助産所開設届	開設後10日以内	様式第5号	・入所施設がある場合、別途検査 申請(様式13号)が必要です。	-

(3) その他の申請

手続き	対象	提出時期	様式	手数料
管理免除許可申請	医師等が開設した診療所等で、開設者 以外の者を管理者とする許可を受け たい場合。	事前 (予定日の 14日前まで)	様式第10号	-
管理兼任許可申請	診療所等の管理を兼任する許可を受け たい場合。	事前 (予定日の 21日前まで)	様式第11号	-
薬剤師設置免除 許可申請	医師が常時3人以上勤務する診療所に おいて、専属薬剤師を置かない許可を受 けたい場合	事前 (予定日の 14日前まで)	様式第12号	-

※添付資料及び記載要領については、『青森市診療所等の申請及び届出に関する各様式の記載要領』
をご確認ください。

(4)開設にあたっての注意事項

ア 診療所、歯科診療所及び助産所(以下、診療所等という。)の名称

- ・ 診療所等の名称は、広告の一環として、その使用が制限されています。
- ・ 診療所等の名称として使用が認められないものの例としては、以下のとおりです。

・虚偽にわたるもの ・他の医療機関と比較して優良であることを示すもの ・事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させるもの ・客観的事実であることを証明できない内容のもの
--

など

イ 標榜科名・広告

- ・ 診療所等における広告可能事項及び標榜できる診療科名は法令等により定められています。(医療法第6条の5、第6条の6、第6条の7、同法施行令第3条の2及び同法施行規則第1条の9)
- ・ 医療法では、通常の広告物のほか、施設の外部から見える表示や掲示物も広告とみなされ、不特定多数に配布する冊子類や書籍にホームページのURLやEメールアドレスが記載されている場合も広告と判断されます。
- ・ 詳しくは、「医療広告ガイドライン」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/shishin.pdf>

ウ 専属薬剤師について

- ・ 医師が常時3名以上勤務する診療所では、専属の薬剤師を置かなければなりません。(医療法第18条、青森市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例第2条)
- ・ 「青森市診療所等の許可申請に係わる審査基準」に該当する場合のみ、専属薬剤師設置免除許可を受けられますので、申請書を提出してください。(様式第12号)

エ 院内掲示義務(医療法第14条の2)

- ・ 診療所(歯科診療所含む)内の受付など、患者の見やすい場所に次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

・管理者の氏名 ・診療に従事する医師、歯科医師の氏名 ・医師、歯科医師の診療日及び診療時間

- ・ 助産所においては、次に掲げる事項を掲示しなければなりません。

・管理者の氏名 ・業務に従事する助産師の氏名 ・助産師の就業の日時

オ 医療安全対策について(医療法第6条の10、同法施行規則第1条の11)

- ・ 診療所等には、医療安全の確保に関する事項について、医療安全の方策を講じることが義務付けられています。



Ⅱ. 変更手続き

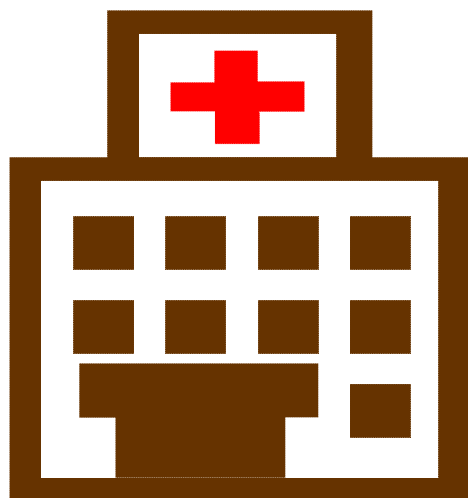
A. 医師・歯科医師以外の者が開設する診療所及び助産師以外の者が開設する助産所

手続き	変更内容	提出時期	様式	備考
開設許可事項の変更許可申請	1 開設の目的及び維持の方法	事前 (変更 予定日 の14日 前まで)	様式 第3号	・ 有床診療所は、4及び5の変更の際、別途検査申請(様式13号)が必要です。 ・ 病床の新規設置・増床又は病床種別の変更等に関しては事前に県知事の許可が必要です。(医療法第7条3項) 県、市双方に相談して下さい。
	2 従業者定員			
	3 敷地の面積、平面図			
	4 建物の構造概要(用途)、平面図			
	5 病床数増加、病床種別毎の病床数変更			
	6 歯科技工室の構造設備概要			
開設届出事項の変更	1 開設者たる法人の所在地・名称	事後10 日以内	様式 第6号	・ 1の変更の場合、法人の解散などによる名称変更を除きます。 ・ 10の変更は、助産所のみ対象です。
	2 診療所等の名称・住居表示			
	3 定款、寄付行為又は条例			
	4 管理者の住所・氏名			
	5 病床数の減少、各室の病床数			
	6 診療科目			
	7 診療日時			
	8 勤務薬剤師			
	9 従事助産師氏名、勤務日時			
	10 嘱託医師又は医療機関			

B. 医師・歯科医師が開設する診療所及び助産師が開設する助産所

手続き	変更内容	提出時期	様式	備考
開設届出事項の変更	1 開設者(管理者)の氏名、住所	事後10日以内	様式第6号	・『開設者』自体の変更は、廃止及び新規開設の手続きが必要です。 ・診療所の移転も廃止及び新規開設の手続きが必要です。 ・開設者が新たに別の診療所の管理者になる場合、事前に管理者兼任許可申請(様式第11号)する必要があります。 ・有床診療所は、9及び10の変更の際、別途検査申請(様式13号)が必要な場合があります。 ・病床の新規設置・増床又は病床種別の変更等に関しては、事前に県知事の許可が必要です。(医療法第7条3項) 県、市双方に相談してください。
	2 診療所・助産所の名称・住居表示			
	3 開設者が他に開設・管理もしくは勤務している診療所状況			
	4 従業者の定員			
	5 診療科目			
	6 診療日時			
	7 勤務薬剤師			
	8 敷地の面積・平面図			
	9 建物の構造概要(用途)・平面図			
	10 病床数、病床種別ごとの病床数			
	11 各室の病床数			
	12 歯科技工室の構造設備概要			
	13 従事助産師氏名、勤務日時			
	14 嘱託医師又は医療機関			

※添付資料及び記載要領については、『青森市診療所等の申請及び届出に関する各様式の記載要領』をご確認ください。



Ⅲ. 診療所・助産所休止、廃止、再開、死亡に関する手続き

手続き	提出時期	様式	備考	手数料
診療所等休止・廃止・再開届	事後10日以内	様式第8号	・ 廃止の場合、エックス線装置廃止届(様式第22号)の提出も必要です。 ・ 医師・歯科医師以外の者が開設した診療所で、休止した後正当な理由がないのに、1年以上業務を再開しないときは、開設許可取り消しの対象となります。(医療法第29条第1項第2号) ・ 医師免許証登録抹消申請、覚せい剤原料保有届、麻薬所有届等は県への提出が必要です。	－
診療所等開設者死亡届	事後10日以内	様式第9号	・ 開設者自身が廃止届を提出できないので本届出で廃止とします。 ・ エックス線装置を設置している施設の場合エックス線装置廃止届(様式第22号)の提出も必要です。 ・ 医師免許証登録抹消申請、覚せい剤原料保有届、麻薬所有届等県への提出が必要です。 ・ 当該診療所を継承する方が、継続して業務を行う場合は、新たに開設手続きが必要です。	－

Ⅳ. エックス線装置に関する手続き (開設者名ではなく、管理者名での届出となります。)

手続き	提出時期	様式	備考	手数料
エックス線装置備付届	事後10日以内	様式第14号	診療所の新規開設に伴う備付届以外に次の場合は本届出の対象となります。 1 装置の入替え(更新)を行う場合。 2 診療所が承継等により廃止、開設の手続きを行う場合。	－
エックス線装置廃止届	事後10日以内	様式第22号	・ 廃止後の装置の処分方法について記入して下さい。	－
エックス線装置変更届	事後10日以内	様式第21号	・ 構造変更の場合、別途診療所の構造変更手続きが必要な場合があるので事前に保健所に相談してください。 ・ エックス線診療従事者の変更の場合、診療所の従業者の変更手続きが必要となる場合があります。	－

※添付資料及び記載要領については、『青森市診療所等の申請及び届出に関する各様式の記載要領』をご確認ください。

青森市診療所等の許可申請に係わる審査基準

青森市保健所保健予防課 平成22年12月13日

診療所開設許可申請 【根拠法令】医療法第7条第1項 【標準処理期間】14日

【審査基準】 以下の項目を全て満たしたものについてのみ許可するものとする。

- ① 営利を目的として開設するものではないこと（医療法第7条第5項）
開設者となる法人の許可を得ていること。
- ② 許可後6月以内に開設可能であること（医療法第29条第1項第1号）
 - ・施設の建設等の計画ができていないこと（建設に係る期間は上記6月に含まない）
 - ・管理者となる医師が常勤で確保できること。
- ③ 構造設備などが医療法に適していること（医療法第20条、21条の2及び第23条第1項）
医療法施行規則第16条(建築基準法)及び第24～30条の13、平成17年7月1日付医政総発第0701001号に適合していること。
- ④ 診療科目などが医療法に適していること（医療法第6条の6）
医療法施行令第3条の2および厚生労働省の作成する広告作成ガイドラインに適合していること。
- ⑤ 有床診療所については、別途青森県の許可を得ていること（医療法第7条第3項）

【備考】 手数料 18,000円

助産所の開設の許可申請 【根拠法令】医療法第7条第1項 【標準処理期間】14日

【審査基準】 以下の項目を全て満たしたものについてのみ許可するものとする。

- ① 営利を目的として開設するものではないこと（医療法第7条第5項）
開設者となる法人の許可を得ていること。
- ② 許可後6月以内に開設すること（医療法第29条第1項第1号）
 - ・施設の建設等の計画ができていないこと（建設に係る期間は上記6月に含まない）。
 - ・管理者となる助産師が常勤で確保できていること。
- ③ 構造設備などが医療法に適していること（医療法第20条、第23条第1項）
医療法施行規則第17条(建築基準法)に適合していること。
- ④ 分娩を取り扱う助産所においては嘱託医師等の確保が可能であること。（医療法第19条）
医療法施行規則第15条の2に定める嘱託医師ならびに嘱託医療機関の確保ができていないこと

【備考】 手数料 11,000円

診療所検査申請（使用許可） 【根拠法令】医療法第27条 【標準処理期間】14日

【審査基準】

医療法に適合していること。
医療法第20条、21条の2及び第23条第1項、医療法施行規則第16条(建築基準法)及び第24～30条の13ならびに平成17年7月1日付医政総発第0701001号に適合していること。

【備考】 手数料 22,000円

保健所の検査は申請後10日以内に実施する（医療法施行規則第23条）。

助産所検査申請（使用許可） 【根拠法令】医療法第27条 【標準処理期間】14日

【審査基準】

医療法に適合していること。
医療法第20条及び第23条第1項、医療法施行規則第17条に適合していること。

【備考】 手数料 16,000円

保健所の検査は申請後10日以内に実施する（医療法施行規則第23条）

診療所・助産所開設許可事項変更許可申請

【根拠法令】医療法第7条第2項

【標準処理期間】14日

【審査基準】

変更後の状態が「診療所の開設の許可」及び「助産所の開設の許可」の審査基準に定める事項に適合していること。

診療所・助産所管理者兼任許可申請

【根拠法令】医療法第12条第2項

【標準処理期間】21日

【審査基準】 以下の項目を全て満たしたものについてのみ許可するものとする。

- ① 新たに管理する施設が以下のいずれかに該当すること
 - ・ 隣接する自治体の無医地区、あるいは医療施設が少ない地区に開設する施設
 - ・ 会社従業員等を対象とした福利厚生施設として開設する施設
 - ・ 他の法律により社会福祉施設等に開設する施設
 - ・ 休日・夜間の地域医療体制整備のために開設する施設
 - ・ その他、合理的かつやむを得ない理由がある場合
- ② 管理する施設の診療時間が重複しないこと。
- ③ 管理する施設間の移動や連絡が容易であること。

診療所・助産所開設者自身の管理免除許可申請

【根拠法令】医療法第12条第1項

【標準処理期間】14日

【審査基準】 ①もしくは②に該当する場合許可するものとする。

- ① 開設者が病気療養や留学など、合理的な理由により、一時的に管理できない状態であること。
- ② 周辺に他に診療所がなく、休廃止により地域住民に著しい影響を与える状況であること。

【備考】 審査基準①について、開設者が管理できる状態であるにもかかわらず、他のものに管理をさせることは、施設の運営の円滑を欠く恐れがあり、当該許可を行う合理的な理由があると解されない。

専属薬剤師設置免除許可申請

【根拠法令】医療法第18条

【標準処理期間】14日

【審査基準】 以下の項目を全て満たしたものについてのみ許可するものとする。

- ① 薬剤師の確保が困難であること。
標準的な条件で公募しても応募がない状態が続いていること。
- ② 医薬品の管理が適正に行えること。
薬剤師が不在でも、医師が管理できる範囲の調剤内容であること。
- ③ 調剤数が少なく、将来にわたって増加する見込みがないこと。